2　特定外国従業員受入企業は、１の確認を実施したときは、その結果に基づいて、第４の３に規定する認定を受けた製造特定活動計画（第４の４の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「製造特定活動計画」については、同様に第４の４の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。）に即した製造業外国従業員受入事業が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。

3　特定外国従業員受入企業は、別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為が疑われる場合、直ちに自ら確認を行い、当該不正行為の事実が判明したときは、直ちに様式第５号により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局にその結果を報告するものとする。

4　特定外国従業員受入企業は、１又は３の確認を行うに当たっては、特定外国従業員と面接を行い、製造特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。

5　特定外国従業員受入企業は、次に掲げる場合には、速やかにそれぞれの様式により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　特定外国従業員が製造特定活動を終了し、帰国した場合（様式第６号）

⑵　第４の３に規定する認定を受けた製造特定活動計画に即した製造特定活動が実施されていないことが判明した場合（様式第７号）

⑶　製造特定活動の継続が不可能となった場合（様式第８号）

⑷　特定外国従業員受入企業が第４の３⑴に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合（様式第９号）

6　特定外国従業員受入企業は、次に掲げる場合には、速やかに様式第10号により当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。

⑴　第４の３又は第４の４の規定による認定を受けた場合

⑵　第７の規定により、製造特定活動計画の認定を取り消された場合

7　特定外国従業員受入企業は、様式第11号により製造特定活動の終了から１年後の特定外国従業員の雇用の状況等を経済産業大臣に報告するものとする。

8　特定外国従業員受入企業は、当該者が実施する製造業外国従業員受入事業の状況について、必要に応じ、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び厚生労働省担当部局に報告するものとする。また、地方入国管理局又は厚生労働省担当部局からの求めに応じて、製造業外国従業員受入事業の状況について報告するものとする。

9　特定外国従業員受入企業は、特定外国従業員の受入れに関する文書、名簿及び就労日誌を作成し、備え付け、製造特定活動終了後５年間保存するものとする。

10　特定外国従業員受入企業は、地方入国管理局その他監督官庁の求めに応じて調査等に協力するものとする。

第６　監査及び指示

1　経済産業大臣は、製造業外国従業員受入事業の適切な実施に必要と認めるときは、特定外国従業員受入企業に対し自ら監査を行うことができる。

2　特定外国従業員受入企業は、１の監査が円滑に実施できるよう協力するものとする。

3　経済産業大臣は、第５に規定する報告等又は１の監査において、製造特定活動に関する是正が必要と認めたときは、当該是正を必要とする事項について特定外国従業員受入企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

4　経済産業大臣は、すべての特定外国従業員受入企業に対して、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。

第７　認定の取消し

1　経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第４の３に規定する製造特定活動計画の認定を取り消すことができる。

⑴　特定外国従業員受入企業が第４の３⑴に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合

⑵　製造特定活動計画が第４の３⑵から⑷に掲げる要件のいずれかに適合しないものとなったと認める場合

⑶　特定外国従業員受入企業が不正の手段により第４の３又は４の認定を受けたことが判明した場合

⑷　第６の３の措置を講じたにもかかわらず特定外国従業員受入企業において必要な改善が認められない場合

⑸　特定外国従業員受入企業が第６の４の指示に従わない場合

⑹　特定外国従業員受入企業が別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったと認められる場合

2　１の規定にかかわらず、経済産業大臣は、特定外国従業員受入企業が製造特定活動計画を実施することが適当でないと認めたときは、製造特定活動計画の認定を取り消すことができる。

3　経済産業大臣は、１及び２の認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。

4　１及び２の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、経済産業大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて特定外国従業員の受入れの停止の指示を行うことができる。

附　則

第１　施行期日

この告示は、平成28年３月15日から施行する。

第２　見直し

経済産業大臣は、この告示の施行後５年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、製造業外国従業員受入事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表

製造特定活動に係る不正行為	
1	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に支給する手当並びに報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	１から３までに掲げるもののほか、特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の人権を著しく侵害する行為
5	特定外国従業員受入企業において、この表に掲げる製造特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（３及び４に該当する行為を除く。）
7	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の製造特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について特定外国従業員との間で入管法第６条第２項、第７条の２第１項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（５に該当する行為を除く。）
8	特定外国従業員受入企業において、入管法第６条第２項、第７条の２第１項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる他の機関に製造特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、特定外国従業員が製造特定活動に従事する行為（５に該当する行為を除く。）
9	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定外国従業員受入企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）